

施策評価シート

評価実施年度：平成29年度

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 吉川敏彦	電話番号	0852-22-5230
---------------------	-------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援
目的	「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
施設から地域生活への移行者数（累計）	目標値		88.0	118.0	148.0	178.0	人	入院後3か月経過時点での退院率	目標値		64.0	64.0	64.0	64.0	%	
	取組目標値								取組目標値							
	実績値	21.0	41.0						実績値	59.6	68.7					
	達成率	-	46.6	-	-	-	%		達成率	-	107.4	-	-	-	%	
入院後1年経過時点での退院率	目標値		91.0	91.0	91.0	91.0	%		目標値						%	
	取組目標値								取組目標値							
	実績値	86.7	90.4						実績値							
	達成率	-	99.4	-	-	-	%		達成率	-	-	-	-	%		
定性目標	平成28年度～平成31年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	<ul style="list-style-type: none"> 施設から地域生活への移行者数を数値目標としているが、これは施設入所から地域生活への移行した者の数であり、地域で自立した生活を営むための支援等を必要とする障がい者の全体を表す指標ではない。 入院後3か月経過時点での退院率が目標値を上回っているにもかかわらず、取組目標値を設定していない理由 <ul style="list-style-type: none"> → 退院率は、行政側の取組みにかかわらず、入院患者の個別の要因により、年度によって上下することから、目標値は固定し、4年間の推移を見ることとした。 施設から地域生活への移行者数を数値目標としているが、これは施設入所から地域生活への移行した者の数であり、地域で自立した生活を営むための支援等を必要とする障がい者の全体を表す指標ではない。 入院後3か月経過時点での退院率が目標値を上回っているにもかかわらず、取組目標値を設定していない理由 <ul style="list-style-type: none"> → 退院率は、行政側の取組みにかかわらず、入院患者の個別の要因により、年度によって上下することから、目標値は固定し、4年間の推移を見ることとした。 															

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基いた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設からの地域移行を推進してきたが、残っている入所者は重度者・高齢者が多くっており、各年度の地域移行者数は減少傾向にある。 精神障がい者の入院後3か月経過時点での退院率は近年60%前後で推移し、入院後1年経過時点での退院率は近年低下傾向にあった。 こうした中、精神障がい者の地域移行については、平成26年度に改正精神保健福祉法が施行され、医療機関における退院後生活環境相談員の配置など地域移行を促進させる取組みが法定化された。また、県及び二次医療圏ごとに地域生活移行・地域定着支援検討会議を開催し支援関係者の連携を強化を図るとともに、医療機関及び地域援助事業者の取組の充実等により、入院後3か月及び入院後1年経過時点での退院率の上昇につながったものと考えられる。 そのほか、障がい者が地域で自立した生活を営むために、障がい者の就労を促進することも重要である。
--	--

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる（見直す点がある） C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	B	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの地域生活への移行については、目標値を大きく下回っているが、グループホームなどの整備に加え、地域の相談支援体制の充実などを図ったことにより、移行は進みつつある。一方、残っている入所者は重度者・高齢者が多く、地域におけるニーズや課題の整理を行う必要がある。 精神障がい者の地域移行については、入院後3か月経過時点での退院率は70%弱、入院後1年経過時点での退院率は90%にそれぞれ上昇しており、今後も医療・医療機関と地域援助事業者との連携を促進し、高い水準を維持していく必要がある。 施設や事業所における工賃、販路開拓支援員派遣事業や就労事業振興センターの設置などにより、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。 一般就労については、平成27年度中に福祉施設から就労する者の1年後の定着率が7割を切る状況にあり、就労後の定着に向け、事業所と障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携に課題がある。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
	B	
(2)施策の目的達成に向けての課題	<ol style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法については、平成28年度に「3年後見直し」による法改正が行われ、県内関係者に適切に情報提供し、円滑に対応していく必要がある。また、全ての障害福祉サービス利用者に対して行う計画相談支援（サービス等利用計画等作成）については、ほぼ100%を達成した。今後は質の高い計画作成に導いていく必要がある。 地域移行を推進するため、住まいの場であるグループホームや日中活動系サービスを行う施設の整備を進める必要がある。 退院の可能性のある精神障がい者については、段階的に地域移行に向けた生活能力を身に付けるための支援を行うなど、退院後生活環境相談員等が本人の状況に応じた福祉サービスを利用できるよう調整する必要がある。 一般就労移行を一層推進するとともに、定着支援についても充実・強化が必要である。 発達障がい、できるだけ早期に専門医の診断や障がいの特性に応じた支援を受けることが大切であるため、より身近な市町村において、関係機関が連携し、ライフステージを通じて一貫した支援を行う体制を整備していく必要がある。 平成28年4月から施行された障害者差別解消法において、行政機関や事業者に対して障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められていることから、トラブルが発生した場合の適切な相談対応や県民や事業者、職員に対する法の趣旨などの普及啓発が必要である。 	

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の各種給付制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載など、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催などにより人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーターなどを配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。 国庫補助金の積極的な確保に努め、障がい福祉計画に基づくグループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導などに取り組む。 平成30年4月に施行される障害者総合支援法の新たなサービス「就労定着支援」の動向を踏まえ、障がい者の生活・就労・定着を支援する障害者就業・生活支援センターと関係機関がネットワークを強化し、それぞれの機関が持つ既存の制度や取組みが有機的に繋がるよう連携する。 発達障がい者支援については、発達障害者支援センターに地域支援マネージャーを配置するなど機能を強化し、市町村の体制整備に向けたより専門的な支援、保健師・保育士等研修による人材育成などを行いながら、関係部局が連携した地域支援体制の構築を図っていく。 障がいを理由とする差別に関する相談に適切に対応できるよう、差別解消支援地域協議会において相談事業の共有を図り、あいサポート運動などを通じて県民や事業者、職員に対して障害者差別解消法の趣旨や障がいの特性などに関する普及啓発を反復継続的に行っていく。 <p>また、障がい福祉施設入所者などの安全の確保について、各施設の防犯措置の徹底、警察等関係機関との協力・連携体制の構築や、不審者の発見など防犯体制の強化につながるよう地域住民などと連携した地域に開かれた施設運営などを助言・指導していく。</p>
---------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援				
-------	-------------------	--	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	障がい者施策推進事業	計画に基づいた施策を展開することにより障がい者が多様な福祉サービスを受けられるようにする。	9,730	10,117	障がい福祉課
2	障がい者相談事業	安心して地域生活が送られるように支援する。	53,300	57,795	障がい福祉課
3	障がい者手当等給付事業	手当を給付することにより経済的負担の軽減を図る。	197,871	196,389	障がい福祉課
4	障がい者施設等整備事業	障がい児・者が必要とするサービスを確保するための施設整備を促進する。	130,046	404,218	障がい福祉課
5	障がい者自立支援給付制度運営事業	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度変更に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。	15,800	16,564	障がい福祉課
6	障がい者自立支援給付事業	障害福祉サービス(自立支援給付)に要する経費のうち、法に基づき県が負担すべき額を市町村に交付し、必要なサービスを提供することにより、障がい者の自立を支援す	4,229,886	4,622,503	障がい福祉課
7	障がい者自立支援医療等給付事業	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図る。	2,331,039	2,333,363	障がい福祉課
8	障がい児施設等給付費	施設において障がい児の保護、養育を行う。また障害児通所支援を提供する市町村に対して負担金を交付する。	870,069	904,270	障がい福祉課
9	障がい者地域生活支援事業	能力や適性に合った自立生活を営むことができるよう、移動や生活、コミュニケーション支援等のサービスを提供し、障がい者の社会参加を促進する。	239,285	247,845	障がい福祉課
10	子ども発達支援事業	適切な療育等を提供することにより健やかな発達と成長を支援する。	207,944	222,446	障がい福祉課
11	障がい者利用施設運営事業	社会参加を促進するために社会福祉法人、指定管理者に委託又は補助金を交付する。	101,407	101,157	障がい福祉課
12	障がい者就労支援事業	障がい者の就労を促進するとともに、就労支援事業所等を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。	135,745	143,541	障がい福祉課
13	心と体の相談センター運営費	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。	31,350	30,145	障がい福祉課
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					